

## 満期利率上乗せ付自由金利型定期預金(自動継続M型)規定 (「エリース豊島FC」応援定期預金・すかもパーソナルWEB販売)

この預金は本規定を含む当金庫所定の規定、および「エリース豊島FC応援定期預金募集要領(すかもパーソナルWEB販売)」によりお取り扱いさせていただきます。

### 1. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に当金庫ウェブサイトに表示された「エリース豊島FC応援定期預金募集要領(すかもパーソナルWEB販売)」(以下、「募集要領」という)をご承認いただいたものとして前回と同一の期間の満期利率上乗せ付自由金利型定期預金(自動継続M型)に自動的に継続いたします。その後に継続する場合も満期日を基準として同様にお取り扱いいたします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率となります。ただし、この預金の募集・継続を中止(以下、「募集中止」という)した場合の継続後の利率については、後記4.(2)によりお取り扱いいたします。
- (3) 継続後の上乗せ金利内容は継続時の「募集要領」によりお取り扱いいたします。
- (4) 満期日に継続せず解約する場合は、満期日(継続をしたときはその満期日)の前日までに「すかもパーソナルWEB」により予約解約取引を行ってください。満期日当日に自動的に解約し元金を振替先口座へご入金いたします。
- (5) 次の各号に掲げる事由が生じている場合には自動継続処理を停止いたします。
  - ① 当該預金に対し差押等が生じているとき
  - ② 当該預金名義人につき相続が発生しているとき
  - ③ 利払い入金先口座が解約され、自動継続処理が行えないとき
  - ④ 当金庫がお客様と他に合意している規定や約定により、自動継続処理を停止しているとき

### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および当金庫所定の利率に上乗せ金利を加えた利率(継続後の預金については前記1.(2)の利率に次回決定する上乗せ利率を加えた利率、募集中止後の預金については後記4.(2)の利率)によって計算し、満期日にお支払いいたします。
- (2) 次回満期日までの日数に適用する上乗せ金利については、エリース豊島FC所属のサッカーリーグにおけるリーグ戦の年間最終順位に応じて、当該年度の「募集要領」記載の金利を上乗せいたします。
- (3) この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へご入金

いたします。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日にこの預金とともに振替先口座へご入金いたします。

(5) この預金を「定期預金共通規定」第5条第1項、第3項または第4項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときはその継続日）から解約日の前日までの日数により次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。預入期間に応じて計算した利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用するものとします。）によって計算し、この預金とともにお支払いいたします。

① 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

② 6ヶ月以上1年未満・・・・・・約定利率×50%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算いたします。

(7) 税金

① この預金の利息には20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。

※ 2013年1月1日～2037年12月31日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。

② マル優でのご利用はできません。

### 3.（上乗せ金利のお知らせ）

次回満期日までの日数に適用する上乗せ金利については、「募集要領」記載の方法でお知らせいたします。

### 4.（募集中止後のお取扱）

(1) 当金庫の都合で「募集中止」をする場合は、「募集中止」の旨を店頭および当金庫ウェブサイトに表示してお知らせするとともに、当金庫より書面でお知らせいたします。

(2) この場合、事前にご連絡のないかぎりこの預金は満期日（継続をしたときはその満期日）に前回と同一の期間のすかもWEBダイレクト定期預金（自動継続M型）に自動的に継続のお取扱いをいたします。継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率を適用させていただきます。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによりお取扱いいたします。

### 5.（通帳・証書の発行）

この預金の通帳・証書の発行は行いません。この預金の残高は「すかもパーソナルWE

B」の定期預金口座照会により確認することができます

## 6. (規定の変更)

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ウェブサイト及びその他相当の方法で、規定を変更する旨及び変更内容並びに変更日を公表することにより、変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2025年4月1日現在)